



## 放送受信料の免除についてのお知らせ

このたびの令和5年台風第13号により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。NHKでは、みなさまの生活に少しでもお役に立てるよう、今後も生活に密着した正確な情報をお届けすることに努めてまいります。

令和5年台風第13号による被害における、放送受信料の免除について、次のとおり実施させていただきます。

| 免除の対象                                                       | 免除の期間                       |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 災害救助法が適用された区域内において、<br>半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害<br>を受けた建物の放送受信契約 | 令和5年9月から令和5年10月まで<br>(2か月間) |

### 免除の手続きについて

- 免除に該当される場合は、お手数ですが「放送受信料免除申請書」に「り災証明書」の写し（コピー）を添えて、下記までお送りください。
- 既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を2か月間繰り下げさせていただきます。（返金を希望される場合は別途下記までご連絡ください。）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

「り災証明書」のお送り先・免除に関するお問い合わせ先  
千葉放送局 経営管理企画センター 開発グループ  
〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1  
(043) 203-0700 (平日/午前10時～午後5時)

----- きりとり -----

### 放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和5年台風第13号」による被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項(7)に該当しますので、申請します。

|            |  |      |  |
|------------|--|------|--|
| お名前（契約者氏名） |  | 電話番号 |  |
| ご住所        |  |      |  |

《個人情報の利用目的》記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1. 受信料の契約・収納活動（割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます） 2. 免除基準の適用 3. 放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4. 放送やイベントのお知らせ 5. 放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い